

# 農業協同組合とは

—組合員の権利・義務と農産物の販売契約の重要性—

客員研究員 明田 作

## 〔要 旨〕

農業協同組合が社会経済の当たり前の一部になるにつれ、協同組合自体としての農業協同組合の存在はある意味で注目されなくなってきた。

農業協同組合を含め協同組合は、経済学でいう「市場の失敗 (market failure)」への対応として生まれてきたものであるが、組織する理由は主として共同して事業を行うことによる規模の経済効果を享受するためである。

農業協同組合を通じた農産物の共同販売事業とは、それに参加する組合員がその事業遂行に伴うリスクと利益を共有することを意味し、事業が成功するうえで専属的な販売契約の締結は必要不可欠である。

欧米において農産物の販売契約を制度的に保護しているのも、農業協同組合がフードサプライチェーンにおいて果たしている機能・役割を積極的に評価しているからにほかならない。

ひるがえってわが国の現状をみると、フードサプライチェーンにおいて果たしている農業協同組合の機能・役割に関する議論を欠き、農業協同組合を通じた共同出荷・販売事業を弱体化させるような動きが続いている。

望まれるのは、専属的な販売契約を保護する制度設計であり、独占禁止法の執行にあっても農業生産・農産物の特性を踏まえた法律の解釈・運用と同法の最終的な目的である消費者の利益の確保という観点からの法律の執行であり市場の監視である。

## 目 次

### はじめに

#### 1 農業協同組合とは

- (1) 農業協同組合の経済的意義
- (2) 農業協同組合の設立と加入の理由

#### 2 農業協同組合の成功の鍵

- (1) 組合員の共同事業への参加・結集
- (2) 組合と組合員との関係性
- (3) 専属利用契約の意義と規定削除の問題点

#### 3 海外の法制度にみる組合員の義務

- (1) フランスにおける組合員と農業協同組合との関係
- (2) アメリカの農業協同組合における販売契約
- (3) 競争法上の位置づけと課題

#### 4 わが国の競争政策の問題点

おわりに

## はじめに

協同組合とは何か。国際的なレベルでは、国連の2012年の国際協同組合金宣言や、焦眉の課題であるSDGsに果たす協同組合の役割等についての認識や評価が高まってきてはいるものの、わが国においては協同組合関係者を除いてはなかなか関心や認識が深まらないというのが現状である。

昨今の規制改革推進会議における農業協同組合についての議論や農業協同組合の生産者組織に関する独占禁止法の適用をめぐる議論の背景には、農業協同組合、すなわち協同組合制度の本質や意義についての理解の欠如があるように思われる。そしてその傾向は、平成27年農業協同組合法（以下「農協法」という）改正による専属利用契約に関する条項の削除および組合はその事業の利用を組合員に対し強制してはならない旨の規定の新設によって強まったように思われる。

ところで、協同組合と一口にいっても世界中には様々なものがあるうえ、消費生活協同組合や協同組合銀行といった消費者の協同組合で組合員の個性が問われないものが存在する一方、事業者の協同組合である農業協同組合などは、その対象とする事業によって組合員資格が限定されているように、協同組合と組合員との関係性にも消費者の協同組合とは異なる特徴が存在する。

本稿は、欧米の農業協同組合に一般的である協同組合と組合員との関係の特徴づけ

ている専属的な販売契約に焦点を当て、農業協同組合とは何かについて、そのイロハを整理しつつ、組合員の共同経済事業としての農業協同組合の販売事業が成功するには、専属的な販売契約の締結が不可欠であり、それを支える法的枠組みの整備が重要であることを論ずる。

ところで、農業協同組合ないしは農協という場合、読者の頭にはわが国の農協法のもとで主流であるいわゆる総合農協というものが浮かぶと思われるが、本稿の念頭にあるのは農産物の販売農業協同組合に代表される農業協同組合であることをあらかじめお断りしておきたい。

## 1 農業協同組合とは

### (1) 農業協同組合の経済的意義

農業協同組合が社会経済の当たり前の一部になるにつれ、協同組合自体としての農業協同組合の存在はある意味で注目されなくなってきているのは紛れもない事実であろう。草創期の農業協同組合とは異なり社会に組み込まれてしまっている今日では、組織の内外を問わずその意義は見えにくくなってきている。そのため、農業協同組合と他の企業体とを同じ尺度でとらえようとする傾向がでてくるのは、何も日本に限ったことではないが、農業協同組合についての正しい理解が醸成されにくい原因の一つは、実はこのあたりに存在しているように思われる。

そこで、あらためて農業協同組合は何で

あり、何であったのかということを考えてみることにしたい。

ところで、近代的な農業協同組合は、19世紀後半以後にヨーロッパにおいて誕生し世界中に広まったといわれるが、農業生産に必要な資材の共同による調達、農業生産に必要な運転資金の低利による安定的な調達、市場へのアクセスを確保するための共同出荷・販売のためなど、国・地域によりその誕生の端緒はまちまちである。わが国では商品経済の発展とともに生糸や茶などの海外輸出品を中心に、協同組合法（1900年の産業組合法）が制定される前から販売品の品質の統一、資金の調達などの目的で近代的な農業協同組合組織が誕生してきた。

土地と自然環境に左右される農業経営においては、工業生産のような生産過程における分業が成立しにくく、生産過程のモニタリング面でも通常の企業経営のようなヒエラルキー構造に基づく管理が機能しないために、農業経営の大規模化には限界があり、家族経営が主体にならざるを得ない。また、農業生産者は農産物の価格に関し、プライステイカー（price taker）であることに加え、農業経営には比較的多額の固定的投資が必要なため投資効率が悪く、農業分野での協同組合である農業協同組合は、家族経営がその前提ではないものの、経営の持続可能性を実現するには、それぞれが経営体としては独立しながら農産物の生産・販売にいたるプロセスの一部を共同で行うことで規模の経済を発揮することが必要不可欠なものとなる（van Dijk, Sergaki and

Baourakis (2019) p.202以下）。農業分野における協同組合の重要性は、第一義的にこの点にあるといえよう。

農業協同組合が発展している分野・度合い・組織の形態等も国によって様々で、経済的環境が整えば自然に発生するわけではなく、農業者のリーダーシップや農業者にとってのインセンティブの程度、さらには政治的・政策的環境などの要素が複雑に絡みあって一概にはいえない。しかし、それでもなお協同組合といったものが必要とされ、形成されることになる共通の要素は抽出できるであろう。

それは、簡潔に言えば経済学でいう「市場の失敗（market failure）」への対応、すなわち市場が人々の必要とする物資やサービスを提供することができない、ないしは提供することができたとしても妥当な価格・品質の物資やサービスを提供できない場合に、それを必要とする人たちが存在するからである。したがって、その組織形態的特質は、資本主義社会において代表的な企業形態である株式会社とは、おのずから異なるものとして発展してきた。その企業形態としての特質は一言でいえば、利用者が所有・管理し、かつ、利用者の最大の便益のために利用者によって運営される企業体である（Dunn (1988)）。

なお、農業協同組合と一口でいっても様々であるが、一般的にその主な事業活動に応じて3つのタイプの農業協同組合に分けることができる。すなわち、①販売協同組合（農産物の価格交渉、農産物の加工を含む販売

のため)、②購買協同組合(農産物の生産に必要な資材その他を組合員に供給するため)、③サービス協同組合(農産物の貯蔵・運搬、乾燥調製、共同利用のための施設設置、信用や保険といったサービスの提供のため)である(Ortmann and King (2007) p.43)。

## (2) 農業協同組合の設立と加入の理由

それではなぜ人々は農業協同組合を結成するのか。いいかえれば、農業者が共同して経営資源をプールし共同行為をスタートさせ、また共同行為に参加するのはなぜなのか。これに対する一般的な解答としては、農業者が一人ではできない、ないしは一人でもできるが他者と力を合わせた方が望ましいと考え、共同で行動することを選択することによって経済的な便益が得られるからということになろう。一人でできるのであれば共同する必要もないし、一人でできるものは一人でした方が良いからである。協同組合は、自助(self-help)という価値、原則のうえに成り立つ組織であり、相互扶助は手段であってそれ自体が目的ではない。この点の理解は、協同組合が単なる集団主義に陥らないために重要な点であろう。

農業者が農業協同組合に加入しないしは農業協同組合を設立する動機について、よりかみ砕いていえば、それは農産物の種類や個々の農業者の考えによって区々であるといえようが、単純化すると農業経営においてより多くの所得を実現するためであり、それは①生産資材やその他農業生産に必要な経営資源を低価格で提供を受けること、

②一人ではアクセスできない農産物市場にアクセスし、あるいは一人で行うよりもより高い販売価格を実現するということになる( Barton (2000))。

以上が、農業者が農業協同組合に加入ないし農業協同組合を設立する基本的な動機・目的であるが、これに関連付随する様々な目的とそれを達成するために農業協同組合が果たす機能があるので、以下に整理しておこう。なお、これらは単独で機能している場合もあるが、多くは相互に密接に関連している。

### ①市場へのアクセスの確保

共同出荷、共同出荷を通じた農産物の買い手との長期安定的な関係の樹立など

### ②マーケットリスク低減

生産の計画化、共同出荷・共同計算など

### ③生産リスクの低減

自らの保険サービスや他者の保険の仲介など

### ④透明性のある市場の確立

生産物の品質等消費者ニーズなどの市場情報の収集・伝達、ファーマーズマーケットやセリ市場の創設など

### ⑤農産物の価格交渉

組合員に代わっての農産物の買い手との間の集団交渉(日本には欧米のような交渉のためだけの農業協同組合は現在のところない)

### ⑥生産の技術的サポート

技術指導や技術指導の仲介など

### ⑦教育・情報へのアクセス確保

組合員教育、訓練、情報の提供など

### ⑧農産物の価値の向上

生産・品質のコントロール、貯蔵・出荷調整、パッケージング、共同加工など

#### ⑨必要な資金調達

運転資金の繰り延べ、資金の借入れ・提供など

#### ⑩生産資材等の低コスト化等

市場へのアクセス改善、組合員に代わって行う品質・価格についての交渉、品質・投入量・時期のコントロールや投入資材の自己生産など

以上は、農業者にとっての経済的なモチベーションであるが、協同組合や生産者のグループに属していることによって得られる非経済的価値、例えば安心感や人的なつながりによってもたらされ得る種々の機会へのアクセス可能性の増加といったものも組合員であることのモチベーションとしては考えられよう。

## 2 農業協同組合の成功の鍵

### (1) 組合員の共同事業への参加・結集

前述のように農業協同組合の発生・発展の経緯は、各国の農業事情等を背景にまちまちであり、農業協同組合が発揮している様々な機能のうちどれが主要なインセンティブになっているのかも区々であるといえるが、農業協同組合を結成する主要な経済的インセンティブは、規模の経済の効果を享受することにある。

この規模の経済が効果的に発揮されるためには、組合員の共同事業としての協同組合の事業に組合員が参加・結集することが

必要となる。例えば、農産物の共同出荷を通じた農産物の買い手との長期安定的な関係の樹立や販売農産物についての買い手との価格交渉などによってより良い価格・出荷・販売条件を得るためには、一定のまとまった数量と品質の確保が不可欠となる。加工向けの農産物の販売などの場合にあっては特にそうであり、本来農業協同組合を通じて販売される予定の農産物について、組合員が自分の目先の利益だけを考えて身勝手な行動をとったのでは、結果として必要な供給量を確保・供給できなくなることで、買い手との間で契約不履行といった問題が生じ、組合員全体に不利益をもたらすことは容易に理解できるであろう。

この観点から農業協同組合の共同経済事業が成功するために解決しなければならない問題の一つにいわゆる「フリーライダー問題」がある。この問題には2種類あり、一つは外部の、ほかの一つは内部の問題である。前者は、例えば農業協同組合の買い手との価格交渉の結果によってより高い価格が設定されたような場合、非組合員である農業者もその恩恵を受けているにもかかわらず、組合員になることを避け、組合員になることによって負担すべき費用を回避するようなケースであり、一方の内部のフリーライダー問題は、生産物に関し特別な投資を必要とするような品質要件がある場合にそれには完全に従わないにもかかわらず、一方で組合員であることによって個人には超過利潤が発生するような場合をいう (Bijman et al. (2012) p.74)。後者の場合に

は、当該農産物に対する評価が危うくなり組織のリスクが高まるような状況が生ずる。これについては内部の契約関係によってモニタリングすれば解決できるが、前者の外部フリーライダー問題の解決には法的枠組みによる支援が必要となってこよう(同上)。

ところで、わが国の農業協同組合のように、組合と組合員との関係につき、組合員には脱退自由の原則に加えて、潜在的な事業利用権があるものの事業利用の義務はなく、組合は組合員の事業の利用を拒み得ないと解されているような場合には、上述のフリーライダー問題は、内部問題でもあり外部問題でもあるという二重の問題を抱えることになる。

## (2) 組合と組合員との関係性

組合員は、農業協同組合に加入することで組合員としての権利義務が生ずる。そしてそれは、加入契約の内容となるもので、定款・規約や組合と組合員との個別の契約から生ずる。協同組合の場合、組合に加入するのは組合の事業を利用するためであるから、組合員には組合の事業を利用できるという潜在的な利用期待権がその固有の権利として存在し、定款をもってしてもこれを拒むことはできない。そうでなければ、協同組合たり得ないからである。したがって、組合は組合員以外の者が組合の事業を利用したいといってもこれを拒むことができるが、正当な理由なくして組合員の利用を拒むことはできない。

一方の組合員の義務であるが、わが国の

農協法上は、長期間(脱退自由の関係で1年以上と解されている)にわたり組合の事業を利用しないことは組合員除名の対象事由である(農協法21条2項1号)ので、事業利用についての潜在的な義務は認められる。組合員の具体的な事業の利用に関する義務は、定款その他の契約によって定まることになるが、次に述べる専属利用契約に関する規定の削除との関係で、どのように考えるべきなのであろうか。

わが国では、前述のように組合員には事業を利用する権利はあっても積極的に利用する義務はないと理解されているが、農業協同組合制度の理解として、果たしてこれは正しいのであろうか。組合員の事業利用義務は、組合の事業の員外利用に対する規制と不可分の関係にあるので、まずその関係性について考えてみよう。

わが国の各種の協同組合法は、一定の事業を除き、員外利用を規制している。農業協同組合の場合も同様であるが、協同組合における所有者と利用者の同一性といった協同組合の本質的性格と員外利用とはどのような関係において位置づけられるべきなのであろうか。

各国の法制度上、員外取引に対する具体的な態度はまちまちであるが、協同組合の事業目的が、組合員との取引ではなく員外取引に向けられるということは、協同組合の助成団体的性格からあり得ないということについては、異論はないであろう。しかし、組合員の事業を利用する権利を害さない、いいかえれば組合員の事業利用・取引

に支障が生ぜず、非組合員との取引によって間接的に組合員の利益になる限りにおいては、協同組合の助成団体としての性格を失うことにはならないので、協同組合だから員外利用はあってはならないということには理論的にはならないであらう。<sup>(注1)</sup>

なお、ここで協同組合の「助成団体的性格」といったが、これは組合員とは別個の法的主体としての協同組合側からの説明にすぎず、組合員を主体として説明するとそれは組合員の共同事業への参加を意味する。協同組合の所有者と利用者の同一性をもって、組合は専ら組合員とのみ取引を行い、非組合員との取引は許容されるべきではないという考えもあり得る（後述のフランスの例を参照）。その場合には、権利と表裏一体のものとしての事業の利用義務が認められよう。少なくとも、組合員には、協同組合に加入した、いかえれば共同事業に参加した以上は、共同事業が成功して事業の利用によって便益を受けるようになるために、共同事業遂行上の必要な拘束が場合によって伴うものであることは必然というべきである。わが国で一般的に理解されているように、員外利用の規制は協同組合法制の所与の前提であるのだとすれば、制度的には組合員の利用義務が認められると理解するのでなければ整合的ではない。

**(注1)** わが国においては、一定の事業を除き、各協同組合法は員外利用について一定の範囲で許容するが、その限度に理論的な根拠が示されているわけではない。事業が主として員外取引に向けられたものではないということを経済的に評価する一つの基準として、員外取引が全体の過半にならない限りということの合理性は一応

認められようが、それ以外の限度の定めには理論的根拠は認められない。わが国では、生協の員外利用規制が厳格であるが、これは協同組合だからということではなく小売業者の保護という政策上の視点にすぎないように、各協同組合法における員外利用規制も政策的な割り切りであって、員外利用規制が協同組合の法的概念から導き出されるものではなかろう。その意味で、農協法という法制度上、員外利用規制をしないというのも成り立ちうる。もっとも、その場合の法人税法上の取扱いをどうするかといった問題等はあるが、これをどう整理するかはまた別の政策的な問題である。

### (3) 専属利用契約の意義と規定削除の問題点

いわゆる専属利用契約に関する規定（旧農協法19条）は、平成27年改正（法律63号）によって削除された。この規定はアメリカの農産物販売協同組合法を参考に戦後導入されたものであったが、参考にしたアメリカの農産物の専属的な販売契約とは異なり、わが国の制度上は、農業協同組合が行う事業の全てを対象にした契約となっていた。すなわち、組合は、「定款の定めるところにより、1年を超えない期間を限り、組合員が当該組合の施設〔事業〕の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる」とする（旧法19条1項）と事業の種類を限定せず、その契約の締結は「組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用することを拒んではならない」（同2項）とされていた。

この専属利用契約の制度は、加工用農産物、例えば製糸原料である上繭<sup>じょうけん</sup>の委託販売などに関し、団体協約の締結とセットで活

用された例があったが、あまり普及しなかった。というも、契約の締結が任意であることは当然として、契約の締結を拒んでも事業を利用する・しないは、組合員の全くの自由であるため、組合員を契約によって拘束するためのものとしては、全く無意味なものとなっており、結果的に近代法の大原則である契約自由の原則に制限を加えたにすぎないものであったからである。

専属利用契約の意義を認めるのであれば、組合員が契約の締結を拒んだ場合に組合が組合員の利用を拒めないのは、当該契約の対象となっていない取引（事業）であって、契約対象の事業の利用は拒めると解すべきとする解釈がでてくるのは自然であろう。ちなみに、占領統治下に発行されていた英文官報掲載の原始農協法によると、利用を拒めないのは契約対象でない他の事業とされていた。

ところで、この専属利用契約に関する規定は、原始農協法の立案過程において、農業生産に関して統制的色彩の濃い農事実行組合制度がGHQ側から否定された後に現れたもので、立案当初は、契約対象の事業の種類を限定せず契約期間の限度も3年としたり、購買・販売事業に限定しその期間を10年としたり、損害賠償額の予定に関する規定を定めるなど、ケンタッキー州のビングハム販売協同組合法（ビングハム法）を直接参考にしたような案がいくつか作成された。しかし、昭和22年5月15日のGHQ天然資源局の第2次案では、組合員の生産物の取引につき、1年を超えない期間を限り、

組合員と契約を締結することができるとしたうえで、契約の締結は任意とし、組合は、この契約締結を拒否したことをもって、組合の他の事業の利用を拒んではならない旨、ビングハム法の10年を1年にした内容の案が示されたが、最終的には平成27年改正で削られた規定の内容に落ち着いた（協同組合経営研究所編（1961）参照）。当時並行していた独占禁止法の立案との関連で期間が1年になったようであるが、日本の立案関係者もその制度的不備を指摘し、契約の長期化と強化を図るべきことを指摘していた（農林省農政局農政課編（1947）22頁、小倉（1967）37頁）。

アメリカの専属的な販売契約に関しても、アメリカの独占禁止法である反トラスト法との関係で整備されてきたものであり、わが国の独占禁止法のもとでも合理的な期間での販売契約の締結が許されない理論的、また実際上の根拠もまたないというべきであろう。<sup>(注2)</sup>

上述のとおり、専属利用契約に関する規定が削除されたこと自体は、そもそも無意味な規定であったためと考えられなくはないが、問題は、平成27年改正によって、この規定の削除とセットで、組合はその事業を行うにあたっては「組合員に対しその利用を強制してはならない」（農協法10条の2）との規定が創設されたことである。

それを踏まえてであろうか、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年・公正取引委員会、以下「公取委ガイドライン」という）では、「組合員が生産した

農畜産物を出荷したりする際に農業協同組合の事業を利用するか否かは組合員の自由意思に委ねられている」としたうえで「農業協同組合の事業の利用を強制することは、そもそも農業協同組合制度の趣旨に反する」としている。確かに、そのこと自体は直接否定することはできないものの、加入脱退の自由に加えて、組合員が組合の事業を利用するのもしないのも組合員の全くの自由であるという理解が正当なものなのかは、大いに疑問が残る。

(注2) 専属利用契約に関する規定の存在しない中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等についても組合員の自由を著しく拘束しない範囲で専用契約を締結できると解されており、組合員の専属義務を認めた判決もある(福岡高裁宮崎支部平成5年10月27日判決〔審決集40巻695頁〕、那覇地裁石垣支部平成9年5月30日判決〔判時1644号149頁〕)。

### 3 海外の法制度にみる 組合員の義務

農業協同組合は、組合員の脱退に伴うリスク等に対処するために、組合員が生産する農産物の全てまたは一部につき組合を通じて販売することを確実にする方策を講じてきた。

それには、①直接的な義務を組合員に課すのではなく一般的な忠誠義務という形で定款等に定める、②定款でもって専属的な販売(出荷)契約の締結義務を組合員に課す、③ビジネスライクに契約をもって数量、時期等につき出荷の条件を定める、④組合との間の契約栽培の形をとるといった方法

が考えられる。専属的な契約であれ全く任意の契約であれ、出荷義務が組合員の生産する農産物の全てである場合も一定割合である場合もあるが、専属的な契約による場合には、組合員には出荷する権利が保障されると同時に組合は出荷の全量を受け入れなければならない双務的な関係となる。契約栽培は、農業協同組合が加工業者と販売契約を締結するに際して採用される例が多いと考えられるが、組合自らが多額の投資をして加工事業に取り組むようなケースでは同様に採用されることになる。

一般的な忠誠義務にすぎない場合には、除名という手段を用いて間接的に忠誠をせまることになるが、組合員との販売(出荷)契約に伴う問題としては、義務不履行(不可抗力に伴うものを含む)の場合のペナルティの問題がある。なお、組合員の共同事業体としての農業協同組合には、信頼関係が何よりも大事で単にペナルティを課せば良いといったビジネスライクに対処することでは済まない事情も存在するので、契約でそれぞれの権利義務を明確にするだけで全て解決できるわけでもないことには留意が必要である。

以下、わが国における将来の制度設計の参考として、農業大国であるフランスとアメリカの農業協同組合について、フランスについては組合と組合員との関係をどう規整しているか、アメリカについては専属的な販売契約について、その内容と特徴をみておこう。

なお、専属的な販売契約に関連しては、

競争法上の問題が生じる場合があるので、あわせて競争法との関係も概観しておこう。

### (1) フランスにおける組合員と農業 協同組合との関係

フランスにおいては、農業協同組合制度の説明に際し、農業協同組合の専属主義 (exclusivism) ないし専属主義の原則 (exclusivism principle or exclusiveness principle) といわれることがある。これは、協同組合は第一にその組合員との取引のために運営される、第二に組合員でない者との取引は行ってはならないという原則を指している (Dedieu and Courleux (2011) p.2, Hiez (2017) p.182,p.185)。もっとも後者の員外取引の禁止については、1947年の協同組合の共通法 (Loi n° 47-1775 du 10 septembre 1947 portant statut de la coopération) に定められていたが、その後協同組合の事業の利用者に対する組合員資格のオープン性の程度に従い、つまり協同組合の種類によって違いがあるものの員外利用の禁止は厳格ではなくなってきた (Hiez (2017) p.185)。例えば、農業協同組合にあっては年間事業量の20%が限度であるが (農漁業法典L522-5条1項)、組合員資格が広く一般の人々に開放されている生協や協同組合銀行などでは、員外利用規制はなくなっている。さらにいえば、協同組合銀行にあっては、誰に対しても金融サービスを提供することができなければならないとされる (Seeberger (2014) p.74)。

なお、農業協同組合に関しての20%の員

外利用制限は、これに違反することとなった場合には単に法人税法上の特例<sup>(注3)</sup>が受けられないといったばかりではなく、農業協同組合高等評議会は協同組合の認可を取り消すことが可能になっている (同L525-1条)。

この「組合は組合員とだけ取引を行い組合員ではない者との取引は行ってはならない」という専属的な関係は、一方では組合員は組合と取引するという義務があるかどうかにも関係する。フランスの法律では、組合と組合員との関係には二重性、すなわち組合員は協同組合のメンバーであると同時に経済上のパートナーという関係性があることについて、その関係の技術的・論理的帰結に関して深く探求されてはいないものの、異論がないとされる (Hiez (2017) p.183)。組合とそのメンバーとの関係は、第一義的には両者の双務的な義務を含む契約関係によって定まるが、当該関係については、農業協同組合法は、組合員が事業の利用者であり、かつ出資者であるという関係が相互に切り離し得ないものであることを前提としている (同L521-1-1条)<sup>(注4)</sup>。したがって定款には、組合員の義務の内容 (組合が提供する役務の全部または一部を利用する義務)、当該利用にかかる契約の期間ならびに当該契約に応じた出資割当てを引き受ける義務のほか債務不履行の場合<sup>(注5)</sup>の制裁について、定めなければならないとされている (同L523-1条、R522-3条)。

また、組合員は、契約期間中は原則として脱退することができず、契約期間の満了する日に脱退する意思表示をしなかった場

合には黙示による契約更新が認められ、契約期間が5年を超えている場合には、黙示の更新による契約期間は5年間とされている（同R522-4条）。

ところで、組合員の組合との取引義務というのは、別の見方をすれば組合員が組合に対して取引する権利を行使する義務以外の何ものでもないということになる。なぜならば、組合員が組合に加入するのは、第一義的に出荷する権利を取得するためだからである（van Dijk, Sergaki and Baourakis (2019) p.83）。逆にいえば農業協同組合は農産物の出荷を受け入れる義務を負うことになるが、権利と義務は表裏一体のものであって、組合と組合員は双務的な関係にあることが理解されなければならない。

フランスに関し、ここで述べた組合と組合員との関係は、1980年代後半以降欧米で誕生・発展したいわゆる新世代農協でより鮮明にされるものとなった。アメリカの新世代農協の多くは、組合員はあらかじめ出荷権利を購入しなければならないところからスタートする（同上、p.84）。

**（注3）** 組合員との取引については区分経理するとともに不分割積立金に繰り入れることが求められる（農漁業法典L522-5条2・3項）。

**（注4）** 1947年の協同組合共通法では、組合員の組合との取引義務に関しては何も定められていない。

**（注5）** 制裁については、不可抗力の場合を除き、事業活動に参加した場合に負担すべき、その活動に必要な固定的経費部分を課す、あるいは契約不履行があった場合の逸失利益相当額等を課すというのが一般的で、高等評議会が定めた模範定款でその考え方が示されている。なお、農産物の付加価値を高めるためサプライチェーンの川下に巨額の投資をするような場合では特にそうであるが、利用分量に応じた出資義務は、

組合員の機会主義的行為を効果的に防ぐことにもつながる（Dedieu and Courleux (2011) p.2）。

## **（2） アメリカの農業協同組合における 販売契約**

農業協同組合の販売契約（marketing agreement or contract）は、組合員が農業協同組合を通じてその生産した農産物を販売することに関し組合と組合員との権利・義務を定めたものである。そして、協同組合の販売契約は、その契約の性質が組合と組合員との間の契約であると同時に、ある組合員とそれ以外の組合員との間の契約であるという点でユニークな性質をもっている（Reilly (1992) p.1）。この点は、農業協同組合と組合員との関係性の理解の仕方にかかっているが、例えば農業協同組合の販売事業はその実質が組合員の共同事業であるという理解からは当然の帰結として導き出せるであろう。農産物の販売にかかる利益とリスクをプール計算によって共有する場合にあっては、これは極めて重要な要素である。この点は、世界中の農業協同組合において妥当するものであり、わが国の農業協同組合においても例外ではなく、契約内容が明示的であれ黙示的であれ販売契約は普遍的に存在する。ところで、アメリカの農業協同組合の販売契約は、伝統的な契約法の理論とコモンローの原則を基礎にしているが、ほとんどの州が農業協同組合の販売契約を保護する規定を設けている<sup>（注6）</sup>。

ここでは、州法の代表的な例として、戦後のわが国の専属利用契約制度導入の際に

参考にされ、農業協同組合法の標準法の一つであったケンタッキー州のいわゆるビングハム法の農産物の販売契約制度について振り返っておこう。<sup>(注7)</sup>

この法律は、共同することを通じ農産物の合理的かつ秩序ある生産と販売を促進奨励するとともに、投機および無駄を排除し、生産者と消費者の間で農産物を効率的に可能な限り直接的に流通させることで農産物の市場取引を安定させることに加え、農業協同組合の組織と法人の設立について規定することを目的にしたものである（KRS第272.101条）。

同法のコアとなるのは、専属的な販売契約で、販売契約の締結（KRS第272.221条第1項）、組合員が契約に違反した場合の裁判所による救済（損害賠償額の予定、裁判による差止め、特定履行）（KRS第272.221条第2項以下）、組合員に販売契約に違反するよう勧誘または組合の財政や経営に関する虚偽の報告を故意に流布した者に対する刑罰と損害賠償、倉庫業を営む者が販売契約違反を勧奨・強要し組合員の生産物を受け取った場合の損害賠償等（KRS第272.990条）の定めである。<sup>(注8)</sup>

ビングハム法のもとの契約期間は、10年を限度として農産物の全部または一定割合を専ら組合に対し売却または組合を通じて販売すべき契約を締結することができる旨の定めであったが、現行法はその期間の限度をなくすとともに長期間契約によって組合員が拘束されないよう毎年一定期間前に通知をすることで契約関係から離脱する

ことを許容するものでなければならないものとなっている（KRS第272.221条第1項）。

そして競争法との関係に関しては、連邦法である反トラスト法の適用除外立法であるカップー・ヴォルステッド法にも同旨の規定がおかれているが、組合と組合員との間の協定は、共謀、取引を制限する結合、違法な独占、競争を緩和する企て、価格を恣意的に固定する企て、その他本州（ケンタッキー州）のいかなる法律にも反するような結合またはプールとみなされてはならない、と協同組合の結成は不当な取引制限には当たらない旨の定めがおかれている（KRS第272.295条）。

なお、ケンタッキー州は、上記の農業協同組合法に加えて、2012年に、統一州法全国理事会（NCCUSL）が07年に制定し、各州に対し採用を推奨している統一有限責任協同組合法（Uniform Limited Cooperative Association Act [ULCAA] /最終改正：13年）を採択した（KRS.Chap.第272A）。KRS第272A.7-010条には販売契約の定義規定をしておいており、契約の期間に関しては最初の契約期間は10年を超えてはならないが、5年を超えない範囲で自動更新を可能とし、契約に別段の定めがない限り、当事者は契約期間の満了日の90日前までに書面で通知をすることにより契約を解除することができるとしている（KRS第272A.7-030条）。これは多くの州が5年または10年の期間を設定している（Thompson（2013a）p.1）ことを踏まえてのものであろう。

ところで、アメリカの農業協同組合法に

においては、組合と組合員は専属的な販売契約を締結することができるとし、フランスのように、法律は組合員が専属的な販売契約を締結する義務がある旨の定めにはなっていない。これで不都合がないのは、アメリカの場合には、組合員の権利義務については、前述のように契約法とコモンローに立脚しているためであり、州の法律（農業協同組合法）で販売契約が規定されていない場合であっても裁判所によってその有効性が認められている（同上p.3）からである。農業協同組合の存在理由の一つは、組合員にとっては自助の形で協同組合と取引を行うことであるので、協同組合と取引を行う組合員の権利と義務は、組合員たる地位の当然の構成要素であることが前提となっている。したがって、協同組合の組合員であるためには販売契約の締結を必須の要件としていることが多いとされる。<sup>(注9)</sup>

このようにわが国と欧米との大きな違いは、販売契約の締結が組合員資格の前提ないしは義務になっているか否かである。

**(注6)** 周知のとおり、農業協同組合法の制定権は各州にあり、各州の法律により様ではないが、各州の販売契約に関する規整の概要については高瀬（2020）の解説を参照されたい。

**(注7)** 1922年公布のピングハム法の規定は、1966年改正以降若干の修正は行われているが、ほぼ当初の規定どおりKentucky Revised Statutes (KRS) の第272章中に農業協同組合（Agricultural Cooperative Associations）として第272.101条から第272.350条までの規定がおかれている。したがって、法律の説明と条文はKRSによる。

**(注8)** 拙稿・明田（2020a）では、さすがに現行法では刑罰規定はおいてない旨記述していたが、誤っていたのでお詫びかたがた訂正させていただく。

**(注9)** ULCAA第7編の販売契約の予備的注釈を参照。販売契約は、組合員の権利義務を規定しているが、その内容は定款（多くはわが国の農業協同組合の場合には組合規約に相当する附属定款）と個別の契約書に委ねられている。

### (3) 競争法上の位置づけと課題

アメリカの販売契約の概念は、1920年、30年代にほぼ完成したといわれている（Reilly（1992）p.4）。その法的な有効性をめぐっては訴訟も提起され、農民の間でも徐々にその意義が理解されてくるとともに、前述のピングハム法など各州の法律によって保護が与えられている。アメリカ連邦の反トラスト法との関係でも農民運動が結実し、1922年にはカッパー・ヴォルステッド法により販売農業協同組合の反トラスト法の適用除外が明文化され、州際取引を含めその販売契約（専属的な販売契約）の有効性が保障されることとなった（詳しくは、高瀬（2017）等を参照）。

一方、EUにおいても農業協同組合が消費者の需要（質・量双方を含む）に応じた生産、生産コストの低減さらには生態系に配慮した生産方法の導入の促進等という点で競争政策上も積極的な意義を有していることが認められている。そして農業協同組合が有効な機能を発揮するためには、農業協同組合が農産物の収穫の時期や生産・販売数量に関しての情報を組合員に提供するとともに専ら組合を通じて販売するよう拘束することの必要性が認められており、農業協同組合が有効にその機能を発揮するために必要な限度を超えない限りにおいては、組合員に専属的な販売契約を義務づけ、また契

約の解除すなわち脱退の際に必要な費用負担を求めることは、競争法に反することにはならない (Sangen (2012) p.35)。

農業協同組合に対するEU競争法の適用関係等については、拙稿・明田 (2020a、2020b) を参照願うこととして、EUにおいては、食料品の小売市場における企業の寡占化の進展に伴うフードサプライチェーンにおける市場当事者間の情報の非対称性の問題の克服と価格交渉力 (パワーバランス) の不均衡の問題が学術的・政策的な関心事となり、EU共通農業政策 (CAP) 上、市場志向的政策を維持しつつ、フードサプライチェーンにおける生産者の地位向上と交渉力強化のための農業生産者の組織化が政策課題の一つとして追求されてきている。

この農業生産者の組織化のポイントは、加盟国によって一定の要件を備えた生産者組織 (Producer Organisations = POs) を認定して、競争法上の競争制限行為の禁止規定 (EU機能条約第101条) にかかわらず、生産計画、生産コストの最適化、市場出荷、そしてそのメンバーのためにその全ての生産物 (全量または一部) に関し、販売 (供給) の契約条件につき販売先と交渉することができるようにしたものである。農業協同組合はPOsの一種という位置づけであるが、EUの場合、協同組合の概念も加盟国によって異なるという事情があり、POsの概念は様々な農業者の組織の法形式をカバーできるようにするために採用されたものであるため、その期待される機能は伝統的な農業協同組合と重なっている。

このPOsとそのメンバーとの関係は、①メンバーの生産物の所有権が加盟するPOに移転するものであるか否かにかかわらず、当該POによって集中出荷され市場に供給されること、②生産者は当該農産物に関して他のPOのメンバーではないこと、③当該農産物は、そのPOのメンバーではない農業協同組合のメンバーであることに起因し定款その他の規則により当該農業協同組合に出荷義務を負ったものは除外、といったいくつかの前提条件を満たすことが求められている。したがって、あるPOとそのメンバーの間には、専属的 (排他的) な関係性が認められている。

ここではフランスとアメリカをとりあげたが、欧米では多くの国において組合員 (組合加入契約) には協同組合の利用義務が存在することを前提にした制度設計が行われていて、競争法の適用関係も協同組合に固有の特性を考慮したものとなっている。

#### 4 わが国の競争政策の問題点

わが国の協同組合の独占禁止法適用除外制度は、ある意味で世界に類をみないものであるが、独占禁止法第22条の適用除外規定は、協同組合行為一般についての適用除外制度のために、協同組合の種類や設立される経済の分野の特性が考慮されるものとなっていないうえ、競争当局も経済法の学者もその適用除外の範囲をいかに狭く解釈するかに腐心してきた感が否めない。

独占禁止法第22条の適用除外の意義につ

き、公取委ガイドラインは「単独では大企業に伍して競争することが困難な農業者が、相互扶助を目的とした協同組合を組織して、市場において有効な競争単位として競争することは、独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争秩序の維持促進に積極的な貢献をするものである。したがって、このような組合が行う行為には、形式的・外観的には競争を制限するおそれがあるような場合であっても、特に独占禁止法の目的に反することが少ないと考えられることから、独占禁止法の適用を除外する」(ガイドライン第1の3の注1)と立法当時の関係者の見解(石井良三(1947)『独占禁止法』海口書店)を援用している。しかし、協同組合を有効な競争単位とする考えは、わが国の独占禁止法制定当時にとられていたもので、全ての協同組合に妥当するものではない机上の概念であり、農業の特性など農業協同組合の意義を踏まえたものではない。農業生産資材の調達コストを引き下げるとの共同行為については、スケールメリットを後ろ盾に対抗力(countervailing power)としての意義を認めるというのであれば理解ができるが、農産物の共同販売に関しては妥当しない考え方であろう。

本題の農産物の出荷・販売に関しては、農業者が農業協同組合を組織してきた大きな理由の一つは、中間業者を排除しつつ規模の利益を通じて自らの利益を確保するためである。ビングハム法の目的が、仲買人のような中間業者を排除することに販売農業協同組合の意義をみいだしているように、

少なくとも販売農業協同組合に関していえば、農産物の共同出荷・販売は、それを通じてより消費者の近くにアクセスすることで中間業者の利益の搾取を排除するところからスタートしているものであって、農産物の集荷に関し中間業者と農業協同組合を競争させることが、農業生産者の利益と独占禁止法の目的である消費者の利益に貢献することになるのであろうか。否であろう。農業協同組合による共同出荷・販売が存在することで集荷・流通経費の節減が行われていると同時に、需要に応じた生産・出荷等を通じ農産物市場の安定につながっている点は、競争法上も過小評価されてはならない。

ある組合員が両者を機会主義的に天びんにかけて出荷先をその時々都合で変えるという行為が、長い目でみてその農業者にとって利益になるかどうかは疑問である。また、専属的な販売契約による拘束があることで、農業者が農業協同組合以外の別の販路を選ぶ自由が失われるのではないかという懸念は、脱退自由の原則によって解消される。協同組合の加入脱退自由の原則は、組合員の自主・任意性を尊重したものであって、組合員の機会主義的な「良いとこ取り」の行動が、組合員全体の利益を損ねる結果を招来することは理解されなければならないであろう。

公取委ガイドラインは、農業協同組合と組合員との二重の関係性を認識せず、加入脱退の自由に加えて農業協同組合の事業を利用するか否かも自由であるとの農業協同

組合の制度の理解に立ったうえで、農業協同組合の共同販売や共同計算等の行為については、独占禁止法の適用が除外されている。しかし、共同販売・共同計算というのは、前述したとおり農産物の販売にかかる利益とリスクをプール計算によって共有するものであり、共同出荷・販売が成功するためには専属的な販売契約の締結が極めて重要なものとなる。欧米で販売契約を保護する制度が設けられているのは、そのためである。ガイドラインが「組合員が生産した農畜産物を出荷したりする際に農業協同組合の事業を利用するか否かは組合員の自由意思に委ねられ（中略）農業協同組合が組合員に対して農業協同組合の事業の利用を強制することは、そもそも農業協同組合制度の趣旨に反する」とまでいうのは、農業協同組合という制度を否定するに等しい曲解であるというべきであろう。

なお、わが国の場合にも、共同出荷・販売・共同計算が成り立つためには、販売契約を欠くことはできないのであって、出荷数量（全量か一定割合かを含む）・品質に関しても一般的には合意されていなければ共同販売事業は成り立たないわけで、前述のように契約内容が明示的であれ黙示的であれ販売契約自体は存在する。

競争当局に求められるべきは、ガイドラインによる農業協同組合内部の行為の規制というのではなく、むしろ農業生産・農産物の特殊性を踏まえた法律の解釈・運用と独占禁止法の最終的な目的である消費者の利益の確保という視点から、サプライチェ

ーンにおいて農業協同組合が果たしている機能の適正な評価や生鮮食料品の価格形成のメカニズムの解明を含め、農産物のサプライチェーン全体を通じた現状と問題点の解明を通じ農産物市場全体を監視することであろう。

## おわりに

農協法で組合員に事業の利用を強制してはならないとしたのは、農業協同組合が組合員の満足するサービスを提供できないようでは組合の将来性はなく、組合員から事業利用を積極的に選択されるようにならないと考えるものである<sup>(注10)</sup>。それ自体は否定できないが、組合員の共同事業体として組合員にとって農業協同組合の事業が有意義であるか否かの判断は、組合の事業運営をコントロールする権利をもつ組合員自身が行うべきであるし、組合員自身で解決できないようであれば協同組合としての将来性も危ぶまれるというものである。組合員が組織のガバナンス面での努力をしても解決せず、組合員としてとどまることに価値をみいだせないのであれば、脱退自由の原則に従って脱退すれば良いのであって、法律をもって干渉するような性格のものではない。

ところで、組合員が、共同販売事業、とりわけプール計算によって利益とリスクを共有するために、自由意思により生産物の全部または一定割合を出荷することを基本とする販売契約を組合と締結し、欧米の販

売契約におけるように契約に基づき債務不履行の場合に損害賠償請求をしたりペナルティを科すのであれば、それが不当なものでない限りは、農協法上も独占禁止法上も問題となるものではないはずである。

しかし、現行制度のように販売契約を締結するもしないも自由、さらには農業協同組合に生産物を出荷するもしないも自由というのでは、共同販売事業は成り立たないのは明らかであろう。高瀬（2020）は、専属利用契約の正当性を論じ、専属契約規定を前述のようなアメリカの販売契約に関する規定のような制度設計にして農協法に復活させることを提案しているが、その前提として組合員には組合の事業の利用義務があることが正面から認められなければならないであろう。

というのは、旧専属利用契約制度のように、定款で専属利用契約を締結することができる旨規定しても、契約を締結しなくても契約締結の対象となっている事業の利用も妨げられないというのでは、規定があってもなくても同じだからである。農業協同組合の原始定款が欧米の農業協同組合の例のように組合員加入の条件ないしは組合員の義務として事業利用の義務を課している場合には問題はないが、一口ないしは数口の出資をするだけで組合員になれば、組合員であれば事業を利用する義務はなく利用する権利だけは与えられるという現行法の解釈（通説）のもとでは、組合員全員が同意すれば別として、利用義務等を課するような定款変更は不可能であると解される。

またわが国の場合には、農業協同組合が主としていわゆる総合農協であることを前提にした制度設計が求められる。そのためには、「事業の利用を強制してはならない」とする現行法の規定は当然の確認規定であるにすぎないと考えられるのでこれを削り、原始農協法の立法過程で考えられたように、少なくとも販売事業に関しては組合員に販売契約の締結を義務づけることが可能な規定を設け、これを拒んだ場合には当該対象事業の利用は拒めるようにするとともに、それ以外の事業の利用は拒めない旨の規定を導入することが望まれる。さらに望ましいのは、協同組合の自助の原則に照らし、販売事業の利用にかかる出資義務についても欧米の農業協同組合のような制度にすることであろう。

次に、規制改革推進会議等が強く主張している農業協同組合の役割として「農業者の所得の向上」といったものがある。このこと自体は、組合員にとっての農業協同組合そのものの意義であるので当然として、加入脱退自由の任意の組織である農業協同組合がその役割を果たしているかどうかは、組合員自身が判断するものであって第三者が干渉する性格のものではない。

EUにおいては、フードサプライチェーンにおける小売業の寡占化に対して農業生産者のパワーバランスの問題が政策の<sup>そじょう</sup>組上へのほり、協同組合のような生産者の組織化の促進が政策の柱に位置づけられ、さらに農産物市場において弱い立場にある農業生産者の保護のために書面による契約の締結

の義務づけや農業者の利益を害する不公正な取引法を禁止する法制度の整備が進められてきているところである（明田（2020b）参照）。しかし、わが国においてはフードサプライチェーンにおいて農業協同組合が果たしている機能や役割に関する議論を欠いたまま共同出荷・販売を弱体化させるような動きが続いている。

なお、わが国の場合にはEUのように小売業の寡占化は進んでいないといわれるが、農産物の小売市場は、輸入農産物の増加も手伝って消費者の低価格志向により過当競争ともいえる状況にある。工業製品の場合とは異なり、種類等にもよるものの農産物のほとんどは腐りやすく、しかも代替のきく商品であるという特性から、農業生産者はプライステイカーであるために、生産者の組織化によって交易条件がどのように改善するかは明らかではないが、わが国ではこうした問題についての政策議論も乏しく、農業者の販売先の選択を自由化する（農業者の販売先の選択はそもそも自由である）ことで流通、加工段階の競争が促進されるかのような姿勢は、木をみて森をみないものであろう。

フードサプライチェーンの効率性は、自由な競争に任せておけば自動的に調整され、実現されるわけではない。競争的で効率の良い食料供給システムとは、農業者に対するコストに見合った生産者価格と消費者に対する適正な価格による食料品の安定的な供給が可能なシステムであると考え、そのためには農産物・農業の特性を踏まえ

たサプライチェーンがより良く機能するための議論が必要であって、食料・農産物市場の構造や機能を注意深く監視することが求められよう。

（注10）消費生活協同組合法12条1項は「組合員は、その意に反して、組合の事業を利用することを強制されない」と組合員側からの視点での定めをおいている。あえてこのような規定をおく意味は、前述の組合と組合員との関係に二重性があり、協同組合の組合員の義務として利用義務が認められるというのを積極的に否定するためだと考えられる。生協の組合員は誰でもなれるという点で完全なオープンメンバーシップ制であり、わが国では員外利用は極めて限定的であるが、理論的には員外利用の制限を必要はないともいえる組織であり、その提供するサービスは多様で、また当該サービスを提供する者が多く存在するなかで、生協に加入したらそれが提供するサービス全ての利用義務が生ずるとするのは、常識的に考えても不自然なのは明らかであろう。

#### <参考文献>

- Barton, D. (2000), "What is a Cooperative?," Unpublished paper, Kansas State University, USA.  
<http://slunik.slu.se/kursfiler/F%C3%9660337/30127.1011/ch01.pdf> (2021年8月1日最終アクセス)
- Bijman, J. et al. (2012), *Support for Farmers' Cooperatives - Final Report*, Wageningen: Wageningen UR.  
<https://edepot.wur.nl/245008> (2021年8月1日最終アクセス)  
農林中金総合研究所海外協同組合研究会誌（2015）『EUの農協—役割と支援策—』農林統計出版
- Cobia, D. (ed.) (1989), *Cooperatives in agriculture*, Prentice Hall. 上野和俊・木村勝紀訳（1994）『アメリカに見る農協のあり方—農業・農協、共存共栄のシナリオ—』オールインワン出版部
- Dedieu, M.S. and F.Courleux (2011), "Agricultural cooperatives: the reference in term of farmer economic organisation," DIVISION OF STATISTICS AND STRATEGIC FORESIGHT - STRATEGIC FORESIGHT AND EVALUATION Analysis No. 36 - November.  
<https://agriculture.gouv.fr/telecharger/62558?token=fa157ac677876528bec93ec8dba2bc2f1160>

2722d3bfabc406b880fbd45b1e93 (2021年8月1日最終アクセス)

- Dunn, J.R. (1988), "Basic Cooperative Principles and Their Relationship to Selected Practices," *Journal of Agricultural Cooperation*, Vol.3, pp.83-93.
- Frederick, D. A. (1990), *Sample Legal Documents for Cooperatives*, Cooperative Information Report 40, USDA.  
<https://resources.uwcc.wisc.edu/Legal/cir40.pdf> (2021年8月1日最終アクセス)
- Hiez, D. (2017), "Chapter 7-France," in G.Fajardo et al., *Principles of European Cooperative Law: Principles, Commentaries and National Reports*, Intersentia, pp.163-251.
- Ortmann, G.F. and R.P. King (2007), "Agricultural Cooperatives I: History, Theory and Problems," *Agrekon*, Vol. 46, Issue 1, pp.18-46.
- Reilly, J. D. (1992), *Cooperative Marketing Agreements: Legal Considerations*, ACS Research Report 106, USDA.  
<https://www.rd.usda.gov/files/rr106.pdf> (2021年8月1日最終アクセス)
- Sangen, Ger van der (2012), *Support for Farmers' Cooperatives; EU synthesis and comparative analysis report - Legal Aspects*, Wageningen: Wageningen UR.  
<https://edepot.wur.nl/244824> (2021年8月1日最終アクセス)
- Seeberger, L. (2014), "History of the evolution of cooperative law from its origins to the present day," *Recma*, No. 333, July, Translated from the French by Cum Verbis.  
[http://avispneumo.com/sites/default/files/recmahs\\_063079.pdf](http://avispneumo.com/sites/default/files/recmahs_063079.pdf) (2021年8月1日最終アクセス)
- The Agricultural Markets Task Force (2016), *IMPROVING MARKET OUTCOMES: ENHANCING THE POSITION OF FARMERS IN THE SUPPLY CHAIN*.  
<https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/food-farming-fisheries/farming/documents/>

amtf-report-improving-markets-outcomes\_en.pdf (2021年8月1日最終アクセス)

- Thompson, J. R. (2013a), "Overview of Uniform Marketing Agreements," Information File C5-87, Iowa State University of Science and Technology.  
<https://www.extension.iastate.edu/agdm/wholefarm/pdf/c5-87.pdf> (2021年8月1日最終アクセス)
- Thompson, J. R. (2013b), "Sample Uniform Marketing and Delivery Agreement," Information File C5-88, Iowa State University of Science and Technology.  
<https://www.extension.iastate.edu/agdm/wholefarm/pdf/c5-88.pdf> (2021年8月1日最終アクセス)
- van Dijk, G., P. Sergaki and G. Baourakis (2019), *The Cooperative Enterprise: Practical Evidence for a Theory of Cooperative Entrepreneurship*, Springer.
- 明田作 (2020a) 「EU競争法と農業協同組合—わが国独占禁止法の適用除外制度への示唆—」『農林金融』2月号
- 明田作 (2020b) 「農業分野におけるEUの競争政策とその動向」『農林金融』2月号
- 小倉武一 (1967) 「農民組織とくに農協制度についての提案」『農業構造問題研究』第12号
- 協同組合経営研究所編 (1961) 『農協法の成立過程』(小倉武一・打越顕太郎監修) 2008年復刻版あり
- 高瀬雅男 (2017) 『反トラスト法と協同組合』日本経済評論社
- 高瀬雅男 (2020) 「日米の排他的販売契約と競争法」『行政社会論集』第32巻第4号
- 農林省農政局農政課編 (1947) 『農業協同組合法の解説』日本経済新聞社
- 林田光平・鈴木宣弘 (2017) 「フードシステムにおける市場支配力・垂直的關係と農協」『農業と経済』第83巻第7号

(あけだ つくる)

